

令和 5 年 3 月 13 日以降の
大田区産業プラザ貸館利用での飲食について【大田区からのお願い】

1 感染防止強化に向けた取り組み

(1) 飲食・飲酒を伴う利用の場合

- ① 長時間に及ぶ飲食・飲酒は避けること。
- ② 基本的な感染症対策（発熱や咳等の症状がある者の参加自粛、3密の回避、手指消毒、検温等）を遵守すること。
- ③ 窓や扉等を空けるなど換気を行うこと。（少なくとも 30 分に 1 回）
- ④ 着座形式とし、テーブル上にアクリル板等を設置するか、又は、正面及び横並びで座る者との間隔は少なくとも一席分空けるなど十分な間隔を確保すること。
- ⑤ ソーシャルディスタンスの確保が困難なため、立食形式の会は認めない。
- ⑥ 高齢者等重症化リスクの高い者などが参加する場合には、飲食のとき以外、マスクを着用すること。
- ⑦ お酌など密を生じる行為を行わないこと。
- ⑧ 料理は、個々に提供し、大皿での提供を避けること。
- ⑨ マイクを使用する場合は、使用者が替わる度に消毒すること。なお、カラオケを利用する際も同様とすること。
- ⑩ その他、都の「事業者向けの要請」内容を遵守すること。

(2) 注意事項

- ① 施設の利用に際し、飲食の機会が生じると見込まれる場合は、事前に施設管理者と打合せるよう主催者へ要請すること。
- ② 参加者へ基本的な感染症対策の遵守を呼びかけるよう、主催者に要請すること。
- ③ 唾液などが付いた可能性のあるごみは、ビニール袋等に密封し、第三者が触れることのないよう努めさせること。
- ④ 参加者全員の連絡先が分かる名簿を主催者に作成させ、1ヶ月程度保管させること
- ⑤ 公園等でアルコールを提供する場合は、過度な飲酒や集団での飲酒など感染リスクの高い行動は避けるよう促すこと。

2 社会状況の変化に応じた取扱いの変更

新型コロナウイルス感染症における社会的状況が変化した場合には、内容を変更となりますことをご了承ください。

以上